

東京都障害者（児）居宅介護従業者養成研修事業実施要綱

15福生地第478号

平成15年7月25日

1 目的

この要綱は、指定居宅介護及び基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成15年3月24日厚生労働省告示第110号）の規定に基づき東京都又は東京都が指定する事業者が行う居宅介護従業者養成研修、視覚障害者移動介護従業者養成研修、全身性障害者移動介護従業者養成研修、知的障害者移動介護従業者養成研修及び日常生活支援従業者養成研修について定め、障害者（児）の増大かつ多様化するニーズに対応した必要な知識、技能を有する居宅介護従業者の養成を図ることを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、東京都又は東京都が指定する事業者とする。

3 受講対象者

受講対象者は、原則として、居宅介護従業者として従事することを希望する者、従事することが確定している者又は既に従事している者とする。

4 研修の内容

研修は1級課程、2級課程、3級課程、継続養成課程、視覚障害者移動介護従業者養成研修課程、全身性障害者移動介護従業者養成研修課程、知的障害者移動介護従業者養成研修課程及び日常生活支援従業者養成研修課程とし、各課程の目的、受講対象者、研修時間及びカリキュラムは次のとおりとする。

課程	目的	受講対象者	研修時間	カリキュラム
1級課程	2級課程において取得した知識及び技術を深めるとともに、主任居宅介護従業者が行う業務に関する知識及び技術の修得	(1) 2級課程を修了し、介護業務に1年以上従事した経験がある者であって、居宅介護従業者として従事する者又は従事することを希望する者 (2) 要綱6(6)及び12(1)(2)(3)に該当し、居宅介護従業者として従事する者又は従事することを希望する者	増 230	別紙1の1 1級課程 カリキュラム のとおり
2級課程	居宅介護従業者が行う業務に関する知識及び技術の修得	居宅介護従業者として従事する者又は従事することを希望する者	130	別紙1の2 2級課程 カリキュラム のとおり
3級課程	居宅介護従業者が行う業務に関する基礎的な	居宅介護従業者の入門として受講を希望する者	50	別紙1の3 3級課程

	知識及び技術の修得			カリキュラム のとおり
継続 養成 課程	1級課程修了者の資質 の維持・向上に必要な 研修	1級課程修了者	設定され た時間数	別紙1の4 継続養成課程 カリキュラム のとおり
視覚 障害 者 移動 介護 従事 者 養成 研修 課程	視覚障害者（児）に対 する外出時における移 動の介護に関する知識 及び技術の修得	視覚障害者移動介護従業者として従 事する者又は従事することを希望す る者	20	別紙1の6 視覚障害者移動介護従 事者養成研修 カリキュラムのとおり
全身 性障 害者 移動 介護 従事 者 養成 研修 課程	全身性の障害を有する 者（児）に対する外出 時における移動の介護 に関する知識及び技術 の修得	全身性障害者移動介護従業者として従 事する者又は従事することを希望 する者	16	別紙1の6 全身性障害者移動介護 従事者養成研修 カリキュラムのとおり
知的 障害 者 移動 介護 従事 者 養成 研修 課程	知的障害者（児）に対 する移動の介護に関す る知識及び技術の修得	知的障害者移動介護従業者として従 事する者又は従事することを希望す る者	19	別紙1の7 知的障害者移動介護従 事者養成研修 カリキュラムのとおり
日常 生活 支 援 従 事 者 養成 研修 課程	全身性の障害を有する 者に対する入浴、排せ つ、食事等の介護並び に調理、洗濯、掃除等 の家事に関する基礎的 な知識及び技術の修得	日常生活支援従業者として従事する 者又は従事することを希望する者	20	別紙1の8 日常生活支援従業者養成 研修 カリキュラムのとおり

5 研修の方法

- (1) 研修は、講義、演習及び実習により行うものとする。
- (2) 講義は、通信の方法によって行うことができるものとする。この場合においては、添削指導及び面接指導を適切と認める方法により行わなければならない。
- (3) 面接指導の時間数

講義を通信の方法によって行う場合の面接指導の時間数は、1級課程は12時間以上、2級課程は6時間以上、3級課程は3時間以上、視覚障害者移動介護従業者養成研修課程、全身性障害者移動介護従業者養成研修課程、知的障害者移動介護従業者養成研修課程及び日常生活支援従業者養成研修課程は1時間以上とする。

6 科目の免除

- (1) 3級課程修了者が2級課程の研修を受講する場合、2級課程の研修科目及び研修時間のうちの一部を別紙2の1のとおり免除することができるものとする。
- (2) 視覚障害者移動介護従業者養成研修課程、全身性障害者移動介護従業者養成研修課程、知

的障害者移動介護従業者養成研修課程及び日常生活支援従業者養成研修課程の修了者が3級課程の研修を受講する場合、3級課程の研修科目及び研修時間のうちの一部を別紙2の2のとおり免除することができるものとする。

- (3) 介護福祉士並びに1級課程、2級課程及び3級課程（旧東京都障害者（児）ホームヘルパー養成研修の各課程を含む。）修了者（修了予定者を含む。）、介護保険法上の訪問介護員及び訪問介護員養成研修修了者（修了予定者を含む。）が視覚障害者移動介護従業者養成研修課程を受講する場合、視覚障害者移動介護従業者養成研修課程の研修科目及び研修時間のうちの一部を別紙2の3のとおり免除することができるものとする。
- (4) 介護福祉士並びに1級課程、2級課程及び3級課程（旧東京都障害者（児）ホームヘルパー養成研修の各課程を含む。）修了者（修了予定者を含む。）、介護保険法上の訪問介護員及び訪問介護員養成研修修了者（修了予定者を含む。）が全身性障害者移動介護従業者養成研修課程を受講する場合、全身性障害者移動介護従業者養成研修課程の研修科目及び研修時間のうちの一部を別紙2の4のとおり免除することができるものとする。
- (5) 介護業務に従事している者が研修を受講する場合、研修科目の一部を別紙2の5のとおり免除することができるものとする。
- (6) 看護師、准看護師又は保健師の資格を有する者については、1級課程の研修の全科目を免除することができるものとする。

7 研修期間

各課程の修了認定のための履修期間は次のとおりとする。

課 程	修 了 期 間
1級課程	1年以内とする。ただし、受講者の病気等やむを得ない事情がある場合については、2年以内とする。
2級課程	8か月以内とする。ただし、受講者の病気等やむを得ない事情がある場合については、1年6か月以内とする。
3級課程	4か月以内とする。ただし、受講者の病気等やむを得ない事情がある場合については、8か月以内とする。
継続養成課程	原則として3か月以内とする。
視覚障害者移動介護従業者養成研修課程	
全身性障害者移動介護従業者養成研修課程	2か月以内とする。ただし、受講者の病気等やむを得ない事情がある場合については、4か月以内とする。
知的障害者移動介護従業者	

養成研修課程	
日常生活支援従業者養成研修課程	2か月以内とする。ただし、受講者の病気等やむを得ない事情がある場合については、4か月以内とする。

8 修了の認定

事業の実施主体は、全科目を履修した者に対して修了の認定を行い、修了の認定を行った者に対して、別記様式による修了証明書を交付するものとする。

9 名簿の管理

- (1) 事業の実施主体は、カリキュラムに定める全科目を履修し修了証明書を交付する者について、修了証明書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理するものとする。
- (2) 知事は、事業の実施主体から提出された名簿を適正に管理するものとする。

10 研修の教材

教材は、「訪問介護員養成研修テキスト作成指針について」（平成11年11月29日付障第825号・老発第750号厚生省大臣官房障害保健福祉部長及び老人保健福祉局長連名通知）の定めるところにより、各課程のカリキュラム内容を網羅し、研修を効果的に実施できるものを使用するものとする。

また、テキストに加え、副読本の活用や視聴覚教材の活用等を図るものとする。

11 事業者の指定

知事は、都の区域内において、区市町村及び民間団体等が行う居宅介護従業者養成研修について、研修事業の課程・形式ごとに事業者の指定を行うこととする。

なお、指定について必要な事項は、本要綱に定めるもののほか別途定める。

12 その他

- (1) 「平成3年度東京都ホームヘルパー養成研修事業実施要綱」、平成4年度以降「東京都ホームヘルパー・施設介護職員養成講習事業実施要綱」、平成10年度以降「東京都ホームヘルパー養成講習事業実施要綱」及び「東京都障害者（児）ホームヘルパー養成研修事業実施要綱」に基づく養成講習（研修）の1級、2級、3級課程を修了した者は、それぞれこの要綱に定める1級、2級、3級課程を修了した者とみなす。
- (2) 「東京都家庭奉仕員等講習会推進事業運営要綱」（昭和62年11月30日付62福老計第753号）に基づく家庭奉仕員等講習会を修了した者及び昭和62年以前に実施された「昭和57年度老人家庭奉仕員等派遣事業の実施について」中別紙2「家庭奉仕員等採用時研修運営指針」（昭和57年12月8日付57福老計第697号）に基づく家庭奉仕員採用時研修を修了した者については、この要綱に定める1級課程を修了した者とみなす。
- (3) 介護福祉士であって、現に居宅介護事業に従事する者は、この要綱に定める1級課程を修了した者とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年7月25日から施行する。

別記

第1号様式

第 号

修了証明書

修了者氏名

年 月 日生

指定居宅介護及び基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの
(平成15年3月24日厚生労働省告示第110号)に規定する障害者(児)居宅介護従業者養成研修の 課程を修了したことを証明する。

年 月 日

実施主体及び代表者名

印

別記

第2号様式

事業者番号 第	号
修了証明書(携帯用)	
氏 名	
指定居宅介護及び基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成15年3月24日厚生労働省告示第110号)に規定する障害者(児)居宅介護従業者養成研修の 課程を修了したことを証明する。	
年 月 日	実施主体及び代表者名 印